

府 食 第 2 0 8 号
令和 8 年 3 月 3 1 日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和 8 年 3 月 25 日付け厚生労働省発健生 0324 第 1 号をもって厚生労働大臣から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

本件については、ランピースキン病を家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条第 1 項の家畜伝染病に追加するという法改正に伴い、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第 6 項第 2 号に基づき、と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表 3 で規定されるランピースキン病を削除する必要があるという形式的な改正であることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

以上